

連合自治会について

1. 連合自治会のしくみ

◆青葉区は15の地区（行政地区）に分かれ、それぞれに連合自治会があります。

中里地区	中里北部地区	市ヶ尾地区	上谷本地区	谷本地区	} 15の連合自治会
恩田地区	青葉台地区	奈良地区	奈良北団地地区		
山内地区	荳田地区	新荳田地区	すすき野地区		
美しが丘地区		荳田西地区			

◆毎月1回、15地区の連合自治会長と地域行政の主要担当者によって**連合自治会長会（＝連長会）**が開催されます。（区役所）

〈出席者〉15地区の連合自治会長（行政） 区長・副区長（総務部長 兼務）・総務課長
区政推進課長・地域振興課長・資源化推進担当課長（資源循環局青葉事務所長）
学校支援連携担当課長・福祉保健センター長・センター担当部長
警察署長・消防署長・土木事務所長・水道局所長・区社会福祉協議会事務局長 など

連合自治会は、単位自治会のエリアを超えた、「まち」全体の問題に取り組みます。
また、広域的な行政課題の解決を行政に要請し、行政から住民への連絡や情報・
依頼事項の伝達を行います。

2. 美しが丘連合自治会では・・・

◆美しが丘連合自治会は、美しが丘1～3丁目地域の23自治会で組織されています。

◆毎月1回の月例会（8月12月を除く）は、

- ① 単位自治会長（23自治会） ② 行政委嘱団体地区代表者（5団体）
③ PTA代表者（3校／美小・美東小・美中） ④ 連合自治会役員

によって構成され、「まち」の情報を共有し、地域の問題について情報交換、協議を行うとともに、連長会の伝達事項が報告されます。

美しが丘連合自治会は、23の単位自治会をつなぎ、安全で安心な「まち」づくりをめざして、防犯、防災をはじめ環境、保健、リクレーションなどさまざまな活動に取り組んでいます。